

那珂川町「学校再開に向けたガイドライン」【改訂版】

令和2年5月7日現在
那珂川町教育委員会

国の「緊急事態宣言」の延長、栃木県教育委員会からの臨時休業の再延長要請に基づき、5月31日まで、町内全小中学校の臨時休業を行っている。

5月1日には、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫について示された。

これらを受け、今後、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うための整備が必要である。そこで、那珂川町「学校再開に向けたガイドライン」を以下の通り改訂する。

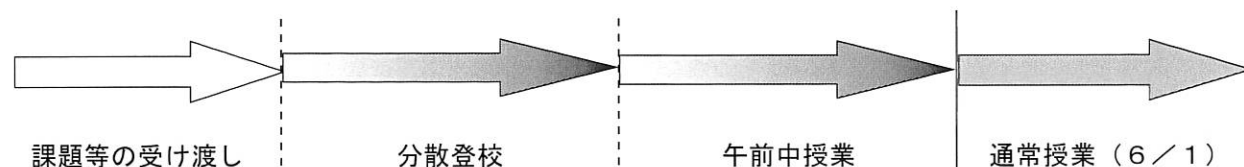
1 基本方針

- (1) 児童生徒の、生命、健康を第一に優先する。
- (2) 児童生徒の「3密」を避けるために、分散登校、午前中授業と段階を経て、学校再開を目指していく。
- (3) 児童生徒の学習機会を確保し、授業を実施する。また、家庭学習の指導など必要な学習支援を行う。
- (4) 分散登校、午前中授業、通常授業の開始に当たっては、学校、保護者、教育委員会で協議の上、決定する。
- (5) 文部科学省、栃木県教育委員会の動向を注視し、状況に応じて、那珂川町「学校再開におけるガイドライン」の見直し・改訂を行っていく。

2 学校再開に向けた流れ

<方向性>

分散登校、午前中授業を経て、6月1日通常授業再開を目指す。



(1)「緊急事態宣言」延長後、「緊急事態宣言」が解除された場合	◆延長後、「緊急事態宣言」が解除になった場合、学校、保護者、教育委員会で協議の上、各学校の実情に応じた分散登校とする。 ◆その後、状況に応じて、分散登校を継続するか、午前中授業へ移行するか判断する。
(2)「緊急事態宣言」の対象区域内だが、地域の実情を踏まえた上で再開を目指す場合	◆緊急事態宣言の対象区域内であっても、地域や生活圏によって感染の状況が異なることから、地域の実情を踏まえ、学校、保護者、教育委員会で協議の上、分散登校の決定をする。その際、最終学年等を優先するなど各学校の実情に応じて実施する。 ◆その後、状況に応じて、分散登校を継続するか、午前中授業へ移行するか判断する。

3 臨時休業期間中の対応

分散登校の実施ができない場合は、定期的に、新しい課題を渡したり学習したものを受け取ったりするなど児童生徒の学習状況を確認する。また、家庭訪問や電話連絡などを行い休業中の児童生徒の様子を把握する。

4 分散登校について

(1) 実施期間

栃木県、近隣市町の新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、学校、保護者、教育委員会で協議の上、感染症対策を徹底しながら分散登校を行う。

(2) 実施方法

- ア 各学校の実情に応じた分散登校とする。特に、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を再開できるよう配慮する。また、対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮する。詳細については、各学校ごとに保護者に連絡する。
- イ スクールバスの運行は可とする。
- ウ 授業時数については、3時間程度とし、授業を行う。
- エ 給食は実施しない。
- オ 通級指導教室については、分散登校期間中は原則自校のみとし、他校児童生徒の受入れは行わない。
- カ ストレスや不安を訴える児童生徒には、臨床心理士、スクールカウンセラーを派遣することができる。
- キ 部活動は実施しない。
- ク 児童生徒の登校前の検温をする。

5 午前中授業について

(1) 実施期間

分散登校後、栃木県、近隣市町の新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、学校、保護者、教育委員会で協議の上、全児童生徒が登校した際の感染症対策を徹底しながら午前中授業を行う。

(2) 実施方法

- ア スクールバスの運行は可とする。
- イ 授業時数については、4時間の実施とし、授業を行う。
- ウ 給食については、納入業者と調整の上決定する。
- エ 通級指導教室について、他校からの受入は、該当校で連絡・調整の上行う。
- オ ストレスや不安を訴える児童生徒には、臨床心理士、スクールカウンセラーを派遣することができる。
- カ 部活動は実施しない。
- キ 児童生徒の登校前の検温をする。

6 通常授業について

(1) 実施期間

午前中授業を実施後、栃木県、近隣市町の新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、学校、保護者、教育委員会で協議の上、全児童生徒が通常の学校生活を送る際の感染症対策を徹底しながら通常授業を再開する。

(2) 実施方法

通常通りの実施とする。